

④ 免税事業者から課税事業者になった場合

Q : 当社は、今期から消費税の課税事業者になります。免税から課税になる場合、何か注意することはありますか？

A : 棚卸資産にかかる消費税額の調整がありますので注意してください。

【解説】

周知のとおり、平成16年4月1日以後開始する事業年度から、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超えると消費税の課税事業者に該当することとなりましたので、免税事業者だった会社が課税事業者になるケースは相当増えることと思われます。

このように免税事業者が課税事業者になった場合には、棚卸資産にかかる消費税額の調整をしなければなりませんので注意してください。

棚卸資産にかかる消費税額の調整とは、免税事業者が免税であった課税期間に仕入れた商品等にかかる消費税は、その商品等を売り上げたとしても控除することができず、課税事業者に比べ不利になることから、これを調整しようとするもので、免税事業者から課税事業者になった課税期間において前期から繰り越された商品等がある場合は、その商品等の105分の4に相当する額を控除対象仕入税額に加えることができるとされています。お忘れなきように。

なお、逆に課税事業者から免税事業者になったときには、課税事業者であった課税期間の期末商品等に係る消費税額は控除することができないこととなっています。

